

## 別紙 1

### 岩石採取計画認可申請書（様式第 1 号）の作成要領

- 1 申請年月日  
申請年月日は、管轄の振興局に申請書を提出した年月日を記載すること。
- 2 住所、氏名、登録番号  
住所、氏名、登録番号は、採石業者登録通知書と同一のものであること。
- 3 「1 岩石採取場の区域」
  - (1) 採取場の所在地は、土地登記簿上の地名、地番を記載するものとし、区域が 2 筆以上にわたる場合は、原則として代表地番のみを記載し、筆数に応じて「外〇筆」と記載する。
  - (2) 採取場の総面積は、岩石採取の事業に関する総面積とし、掘採箇所、プラント、堆積場、保全区域の全てを合計した面積を記載すること。
  - (3) 今回採取する場所の面積は、採取期間中に実際に岩石の採掘を行う区域の面積を記載すること。
- 4 「2 採取をする岩石の種類および数量」
  - (1) 岩石の種類は法第 2 条の規定による 24 種類の岩石名とし、通称名（真砂土等）があれば下段にカッコ書きで併記すること。
  - (2) 数量は採取期間中の総量を記載すること。
- 5 「3 採取期間」
  - (1) 第 7 条に定めるところにより、5 年以内とすること。  
ただし、別表第 1 に該当する場合はその期間を上限とすること。  
また、第 8 条（認可の期間の特例）の適用を受けた岩石採取計画については、特認された期間とすること。
  - (2) 土地使用についての契約、他法令による許認可等、他に期間の制限がある場合は、その期間内とすること。
- 6 「4 岩石採取の方法及び採取のための設備その他施設に関する事項」
  - (1) 掘削方法については、階段採掘、傾斜面採掘等の別を記載すること。
  - (2) 掘採手段について、手堀り、機械堀りの別を記載すること。
  - (3) 掘削用機械器具については、削岩機、削孔機、岩石切断機、その他主要掘採機械及び空気圧縮機、給水機、その他付属機械の名称、台数及び能力について記載すること。
  - (4) 運搬機械については、運搬に使用する機械の名称、台数及び能力を記載すること。
  - (5) 火薬使用については、使用の有無を記載し、使用する場合は火薬の種類並びに年間使用予定量及び小割発破の有無を記載すること。
  - (6) 破碎・選別の設備について、使用する機械の名称、出力及び能力を記載すること。
  - (7) 製品堆積場について、面積等を記載すること。  
また、堆積場から主要な公道までの搬出経路を記載すること。

7 「5 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法および施設に関する事項」

(1) 周辺の土地の利用状況について記載すること。

ア 採石場の立地条件について、周辺の土地の利用状況を記載すること。

(記載例)

- |                           |
|---------------------------|
| 1 隣接地において植林が行われている。       |
| 2 採石場から、〇〇m程度離れた場所に集落がある。 |

イ 周辺に存在する公共施設等の状況を記載すること。

(記載例)

- |                            |
|----------------------------|
| 1 切羽から、〇〇m程度離れた場所に国道がある。   |
| 2 採石場から、〇〇m程度離れた場所に〇〇川がある。 |

(2) 崩壊防止について次に掲げる事項等について記載すること。

ア 掘削面の最大高低差を記載し、階段掘りを行う場合は一段当りの階段の高さを記載すること。

イ 掘削面の平均勾配を記載すること。

ウ 保全区域の幅について、平均幅及び最小幅を記載すること。

エ 防止方法について

(ア)表土の先行除去の状況を記載すること。

(記載例)

- |                           |
|---------------------------|
| 1 掘削箇所頂端から常時〇〇m以上表土を除去する。 |
| 2 表土の掘削面の勾配は〇〇度以下とする。     |

(イ)地質、地形、亀裂等の要因で、崩壊の可能性が高いと思われる地点がある場合は、対応策を記載すること。

(3) 飛石防止について次に掲げる事項等について記載すること。

ア 切羽から最も近い民家までの距離を記載すること。

イ 切羽からもっとも近い公共施設までの距離を記載すること。

ウ 飛石防止の方法を記載すること。

(記載例)

- |                                     |
|-------------------------------------|
| 1 発破を行う場合は、削孔方向、岩盤の亀裂及び装薬量等に注意する。   |
| 2 危険区域の道路に見張りを配置し、関係者以外が立入らないようにする。 |
| 3 サイレンを用いて警報等の通報を行う。                |

(4) 粉じん防止について次に掲げる事項等について記載すること。

ア 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の規定による「粉じん発生施設」の有無及び県知事への届出の状況を記載すること。

イ 粉じんの発生源（破碎、選別、運搬作業等）ごとに、粉じん防止のための設備及び対策について記載すること。

(記載例)

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 発破・選別施設のクラッシャー、スクリーン等の粉じん発生源は建屋で囲み、必要な箇所は集じん機又は散水機を設置する。</li><li>2 ベルトコンベアーはフード等で覆うか、又は適時散水する。</li><li>3 進路部分は清掃に心がけ、適時散水する。</li></ol> |
|--|

(5) 騒音防止について次に掲げる事項等について記載すること。

- ア 騒音規制法（昭和43年法律第98条）の規定による「指定地域」及び「特定地域」の状況について記載すること。
- イ 主な騒音発生源と騒音抑制のための設備及び対策について記載すること。

(記載例)

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 早朝及び夜間の作業は行わない。</li><li>2 破碎・選別施設を建屋で覆い、消音効果のある部品を用いる。</li></ol> |
|--|

(6) 汚濁水の処理について次に掲げる事項等について記載すること。

- ア 製品の水洗の有無及び使用する水量、排出量等を記載すること。
- イ 場内を流れる谷川や湧水がある場合は、導水の方法を記載すること。
- ウ 場内水の処理系統図を記載すること。（沈殿池の容量、凝集剤の使用の有無、場外への放流場所等）
- エ 汚泥の処理方法について記載すること。（浚渫した汚泥の乾燥用堆積場の面積及び土留施設の状況等）
- オ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による「特定施設」の有無及び県知事への届出の状況を記載すること。

(7) 脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理について次に掲げる事項等について記載すること。

- ア 脱水ケーキの処理方法について記載すること。
- イ たい積場においてたい積処理した場合には、脱水ケーキの強度向上、サンドイッチ工法の採用等の災害防止のために講じる措置を記載すること。
- ウ 廃棄物最終処分場において処理する場合にはその旨を記載すること。

(8) 採取跡の措置について次に掲げる事項等について記載すること。

- ア 措置の方法は、ベンチのり面保護工事、ベンチ植栽、掘採取の充填、及び排水溝敷設等、採取跡に災害防止のために実施する方法を記載すること。
- イ 面積は、当該措置を実施する面積を記載すること。
- ウ 時期は、当該措置を実施する時期（採取中随時又は採取終了時等）を記載すること。
- エ 必要な費用は、当該措置を実施するために必要な費用を記載すること。

## 8 「6 岩石の賦存の状況」

(1) 地形・地質について記載すること。

(記載例)

1 採取区域は、大野川層郡と呼ばれる中世代白亜紀に属する堆積岩からなり、地形は急峻である。賦存岩石を主とし、頁岩、礫岩を介在している。

(2) 岩石の走向及び傾斜について記載すること。

(記載例)

1 走向はN10°～20°E、傾斜は30°～40°程度である。

(3) 岩石の賦存量を記載すること。

9 「7 採取をする岩石の用途」

(1) 採取をする岩石の用途について、その数量を記載すること。

(2) 主な出荷先(県内、〇〇県)を記載すること。

10 「8 廃土または廃石のたい積の方法」

(1) 表土の厚さについて、平均値及び最大値を記載すること。

(2) 廃土石の発生量(認可期間中の総量)を記載すること。

(3) 堆積場の設置場所を記載すること。(採石場から離れた場所の場合は地番を記載すること。)

(4) 堆積場の面積及び堆積可能量を記載すること。

(5) 販売等の方法で処理する状況を記載すること。(用途、量)

(6) 廃土石の処理方法について、堆積の方法(整形、転圧、植栽等)、を記載すること。

11 「9 その他」

(1) 採石法上の事務所について、所在地、名称及び電話番号を記載すること。

(2) 従業員の状況を記載すること。

(3) 業務管理者の設置状況を記載すること。

(4) 採石作業時間内での業務管理者の監督計画を記載すること。

(記載例)

1 毎日、始業前に作業員の点呼を行い、当日の作業計画を説明し、災害防止の周知徹底を図る。

2 毎日1回以上採石場を巡回し、次の点を重点的に監督する。

(1) 採取計画に従った採取方法を行っているか、特に切羽の高さ、ベンチの幅及び傾斜角度並びに亀裂や浮石の点検を行う。

(2) 発破の際、飛石等による災害が発生しないよう立会う。

(3) プラント、沈殿池等の公害防止機能が十分に働いているか点検する。

(4) 廃土、廃石のたい積場の防災措置が十分になされているか点検する。

(5) 搬出車両の過積載がないか点検する。

- (5) 採石の権原について、自己所有、他人所有及び公有地ごとの面積を記載するとともに、契約により採石権を設定している場合はその期間を記載すること。
- (6) 管理機構組織図を記載すること。
- (7) 標準的な作業時間を記載すること。
- (8) 掘採終了時の措置を備考欄に記載すること。
  - ア 保全区域の崩壊防止措置を記載すること。
  - イ 残壁の崩壊防止措置を記載すること。（法面の処理、緑化等）
  - ウ 立入禁止の柵や標識の設置について記載すること。